

## 公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和6年5月16日	令和6年5月29日	なんば市税事務所で受け付けた権利に関する土地登記済通知書（生野区）のうち原因が相続のもの 受付日：令和6年5月1日～5月15日	非公開	1 6 号	財政局	なんば市税事務所課税担当
令和6年5月16日	令和6年5月29日	あべの市税事務所で受け付けた権利に関する土地登記済通知書（東住吉区）のうち原因が相続のもの 受付日：令和6年5月1日～5月15日	非公開	1 6 号	財政局	あべの市税事務所課税担当
令和6年5月23日	令和6年6月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1. (1) 令和6年3月5日起案「公開請求【5-1706】にかかる公開請求拒否決定について」</li> <li>・ 1. (2) 文書処理簿</li> <li>・ 1. (5) 1. (2) 文書処理簿と同じ</li> <li>・ 1. (7) 書留・特定記録郵便物等受領証</li> <li>・ 1. (9) ① 令和6年3月8日付け大財課第50号「公開請求拒否決定通知書」</li> <li>・ 2. (2) 令和5年7月4日付け大財課第14号「部分公開決定通知書」</li> </ul>	部分公開	1 号	財政局	税務部課税課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和6年5月23日	令和6年6月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1. (3) 「施行文書（電子文書）」を紙に印刷し、「市長印」を押印するための公印依頼、及び、これに添えた公印管守者の照合のための「施行文書（電子文書）」。</li> <li>・ 1. (4) 「施行文書（電子文書）」を紙に印刷し、「市長印」を押印し、請求人に交付した「処分通知書（原本）の謄本」（コピー機でコピーしたもので、「市長印」がコピーされたものことです。以下、同様）。これは、以下の2つになります。 ①財政局税務部課税課（個人課税グループ）が保有するもの</li> <li>・ 1. (6) 当該「施行文書（電子文書）」が記録されているファイル、或いは、フォルダーの「簿冊」の「目次」に該当する記録で、当該「処分通知書（電子文書）」が記録されている部分（当該「処分通知書（電子文書）」の文書番号、日付、発出者、記録日が分かれば十分です。多数連続していて、ページ番号がない場合、該当「施行文書（電子文書）」の前後10件を含むもの）。</li> <li>・ 1. (8) 「処分通知書（原本）」を請求人が受領したこと（日にちを含む）を表す文書。</li> <li>・ 1. (9) ② 「期限」の「期間の始まり」の根拠となる文書」（第（8）項と同じであれば、そのことを明記すれば文書は不要）。</li> <li>・ 1. (9) ③ 「期限」が到来し、それまでに「審査請求書」を受領しなかった場合、「審査請求権」が消滅したことを表す文書</li> <li>・ 2. (2) 前項（1）の「部分公開決定通知書」の「写し（別紙を含む）」で、下記が保有する異なる「写し（別紙を含む）」10通。 ①財政局税務部課税課（個人課税グループ）</li> </ul>	不存在	号	財政局	税務部課税課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和6年5 月23日	令和6年6 月6日	令和6年2月16日付け大財な 課第7629号「部分公開決定通 知書」	部分公開	1 号	財政局	なんば市税事 務所課税担当